

鈴鹿市ふれあい収集（ごみ収集福祉サービス）事業実施要綱

令和8年4月1日

（趣旨）

第1条 この要綱は、家庭で排出されるごみのうち、もやせるごみ、もやせないごみ、プラスチックごみ、資源ごみ及び有害ごみ（以下「家庭ごみ」という。）を自らごみ集積所まで継続的に排出することが困難な高齢者等又は障がい者に対し、ごみ出しに関する負担を軽減し、在宅生活を支援し、福祉の増進を図るため、ふれあい収集事業を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ふれあい収集 第4条に規定する者が鈴鹿市ふれあい収集ごみ排出場所設置基準（以下「設置基準」という）に基づいて設置したごみ排出場所から市長が計画的な家庭ごみの戸別収集を行う。
- (2) 高齢者等 介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者のうち、その要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者をいう。
- (3) 障がい者 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、その障害程度等級が1級又は2級である者
 - イ 三重県療育手帳制度実施要綱(昭和63年障第117号)第4条に規定する療育手帳の交付を受けている者のうち、その障がい程度が最重度(A1)又は重度(A2)である者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、その障害等級が1級又は2級である者
- (4) 申込者補助者 申込者が本事業を利用するに当たって、鈴鹿市ふれあい収集事業申込書(第1号様式)の緊急連絡先に記載の者をいい、第6条から第8条及び第13条の規定について、申込者と協力する者。

（ふれあい収集の実施）

第3条 市長は、1週間に1回（土曜日、日曜日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く）、第11条第1項の規定により利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、ふれあい収集を行う。

- 2 市長は、家庭ごみの中に家庭ごみ以外のものが含まれている場合その他の特別な理由がある場合は、ふれあい収集を行わない。

(利用者の要件)

第4条 ふれあい収集の対象となる者は、鈴鹿市一般廃棄物処理基本計画に定める対象地域に居住する者のうち、次の各号及び次項各号の要件をいずれも満たす者とする。ただし、共同住宅等に居住する場合において、同一敷地内にごみ集積所が設置されているときは、ふれあい収集の対象としない。

- (1) 鈴鹿市の住民基本台帳に記録されている者（社会福祉施設（老人福祉法の有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を含む）又は医療機関等に入所し、又は入院している者を除く。）
- (2) 第2条第2号又は第3号に該当する者のみで構成される世帯（未成年者を除く。）に属する者
- (3) ふれあい収集を希望する者であって、本人、家族又は同居世帯員等により家庭ごみをごみ集積所に排出することができない者

- 2 前項各号の要件を満たした者のうち、次の各号の要件のいずれも満たす者は、ふれあい収集の対象とする。

- (1) 第10条第3号の現地調査の結果、ふれあい収集を利用することが可能と判断された者
- (2) 「鈴鹿市ふれあい収集ごみ排出場所設置基準」に適合するごみ排出場所を設置できる者。

- 3 前項に掲げる者のほか、市長は、自ら家庭ごみをごみ集積所に排出することが困難な者であって、特に必要と認める者をふれあい収集の対象とすることができる。

(免責)

第5条 市長は、故意の場合を除き、ふれあい収集の実施に関し、利用者に対して一切の損害賠償責任を負わない。

(損害賠償)

第6条 利用者は、市長に対し、鈴鹿市ふれあい収集（ごみ収集福祉サービス）事業実施要綱（以下、「本要綱」という）第8条等記載の利用者の責務を果たさないとき、これによって生じた損害を賠償する。

(維持管理及び費用負担)

第7条 ごみ排出場所（利用者がふれあい収集の利用に際し、家庭ごみを排出する場所をいう。以下同じ。）の設置及び維持管理は、利用者がその責任を負い、利用者補助者は利用者と協力するものとする。その費用負担は、利用者が負うものとする。

(利用者の責務)

第8条 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) ごみ排出場所及びその周辺を常に清潔に保ち、悪臭、害虫発生等により、周辺住民の生活環境を損なうことのないよう適切に管理しなければならない。
- (2) 利用者は、市長が定める分別及び排出日時を遵守しなければならない。
- (3) 市長が定める収集できないごみ又は適正に分別がなされていないごみについては、利用者の責任においてそれら进行处理しなければならない。
- (4) ごみの飛散及び不法投棄の防止対策を講じなければならない。
- (5) ごみ排出場所の設置及び維持管理に係る近隣住民とのトラブルは、責任をもって解決しなければならない。
- (6) 利用者は、ふれあい収集に関し世帯構成員の監督責任を負う。
- (7) ごみの収集作業に従事する作業員等の安全衛生に十分配慮し、安全衛生上の支障が生じた場合には、速やかに適切な措置を講じなければならない。

(利用の申込み)

第9条 ふれあい収集を利用しようとする者又は利用者補助者になろうとするものは、あらかじめ本要綱及び設置基準を確認しその内容に同意した上で、鈴鹿市ふれあい収集事業申込書(第1号様式)を市長に提出するものとする。

(利用の受付等)

第10条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、次の手順により利用の受付等を行うものとする。

- (1) 受付 提出のあった鈴鹿市ふれあい収集事業申込書(第1号様式)の内容を確認し、受付を行う。
- (2) 審査 第4条第1項第1号から第3号までに規定するふれあい収集の利用者の要件に該当するか否かに関し審査を行う。
- (3) 現地調査 前号に規定する審査の結果、ふれあい収集の利用者の要件に該当すると認められた者に対し、ふれあい収集の利用が可能か否かに関し現地調査を行う。

- (4) 前号に規定する現地調査の結果に基づき、適当と認めたときは、ふれあい収集の利用を承認する。

(利用の承認の通知)

第11条 市長は、前条第4号の規定により利用の承認し、又は不承認であるときは、鈴鹿市ふれあい収集事業実施承認・不承認通知書(第2号様式)により、申込者に通知するものとする。

(利用の辞退)

第12条 利用者は、ふれあい収集の利用を辞退する場合は、鈴鹿市ふれあい収集事業辞退報告書(第3号様式)を市に提出するものとする。

(利用の変更の申込み等)

第13条 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を鈴鹿市ふれあい収集事業変更申込書(第4号様式)により市長に直ちに変更の申込みをしなければならない。

- (1) 住所を変更したとき。
 - (2) 同居世帯員の構成に変更があったとき。
 - (3) 要介護認定の要介護状態区分、身体障害者手帳の障害程度等級、療育手帳の障がい程度又は精神障害者保健福祉手帳の障害等級に変更があったとき。
 - (4) 緊急連絡先に変更があったとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に変更があったとき。
- 2 市長は、前項第1号の規定による変更の申込みがあったときは、第10条第2号の審査及び第3号の現地調査を実施し、前項第2号又は第3号の規定による変更の申込みがあったときは、第10条第2号の審査を実施する。

(利用の解除)

第14条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利用者とのふれあい収集の利用契約を解除することができる。

- (1) 第4条第1項各号に規定するふれあい収集の利用者の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 第12条の規定により、利用者がふれあい収集の利用を辞退したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段によりふれあい収集の利用の承認を受けたとき。

- (4) 市長が実施する家庭ごみの分別指導に相当の期間が経過しても従わないとき。
 - (5) ごみ排出場所（利用者がふれあい収集の利用に際し、家庭ごみも排出する場所をいう以下同じ）の維持管理に関し利用者が市長の指導及び要請に従わないとき、又は当該ごみ排出場所に起因して周辺的生活環境の保全上著しい支障が生じていると認められるとき。
 - (6) 第13条第1項各号に該当する場合において、相当期間利用の変更の申込みをしないとき。
 - (7) 一定期間家庭ごみの排出がなく、ふれあい収集を継続して利用する意思が確認できないとき。
 - (8) 利用者が本要綱記載の義務に違反したとき。
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が利用を不相当と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定によりふれあい収集の利用を解除する場合は、鈴鹿市ふれあい収集事業解除通知書(第5号様式)により利用者に通知するものとする。ただし、利用者が住民基本台帳の登録を抹消されたときは、この限りでない。

(本要綱等の変更)

第15条 市長は、次に掲げる場合には、本要綱及び設置基準の変更をすることにより、変更後の本要綱及び設置基準の条項について合意があったものとみなし、個別に利用者と合意をすることなく契約の内容を変更することができる。

- (1) 本要綱及び設置基準の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき。
- (2) 本要綱及び設置基準の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により本要綱及び設置基準の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 前項の変更は、利用者に通知したときに効力を生じる。

(補則)

第16条 ふれあい収集事業は、各年度の予算の範囲内で実施する。利用者は、予算の不足等のやむを得ない事情による契約内容の終了を了承する。

2 前条及び前項の場合には、市は、書面により、変更・終了日の1か月前に利用者に通知する。

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市が別に定める。

附則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。